



茨城県報

第 2 0 5 1 号

平成21年 2 月 5 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

広域連合の規約変更の許可に関する公表 (市町村課)	1
茨城県介護支援専門員更新研修実施機関の指定 (長寿福祉課)	1
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (5 件) (中小企業課)	2
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	12
道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)	14
海岸保全区域の指定及び廃止 (河川課)	14
茨城県収入証紙の売りさばき人の指定 (会計第一課)	17

公 告

茨城県情報セキュリティ監査業務委託に係るプロポーザルの公募に関する公告 (情報政策課)	17
つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原一体型特定土地区画整理事業の書類の送付にかわる公告 (つくば地域振興課)	19
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	22
基本測量の終了 (用地課)	22
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	22
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	26
軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所)	26
落札者等の公示 (医療大学)	26
入札公告 (管財課)	27

告 示

茨城県告示第121号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の 3 第 1 項の規定により, 平成21年 1 月26日付けで茨城県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を許可したので, 同条第 5 項の規定により告示する。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第122号

介護保険法施行令 (平成10年政令第412号) 第35条の10第 1 項の規定に基づき, 次のとおり指定したので, 同法第3

5条の10第3項の規定により告示する。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所の名称	代表者の氏名	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日	事 業 開 始 日	事務の種類
特定非営利活動法人 茨城県ケアマネジャー 協会	西 野 弘 美	水戸市笠原町字上組 489番地 茨城県メデ ィカルセンター内3階	平成21年 1月16日	平成21年 1月16日	実務経験を有する本県登 録の介護支援専門員を対 象にした更新研修の実施

茨城県告示第123号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーステーションつくば店
つくば市小野崎294 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）
平成21年 1 月13日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地 1	宇津木 雅 美

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーズホールディングス	水戸市柳町 1 丁目13番20号	加 藤 修 一

(3) 届出年月日

平成20年12月12日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第124号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要については、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーステーションつくば店
つくば市小野崎294 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成21年 1 月 5 日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

株式会社ワンダーコーポレーション

（変更前） 小 林 哲 美

（変更後） 宇津木 雅 美

(3) 届出年月日

平成20年12月12日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第125号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックシティ守谷
守谷市百合ヶ丘 3 丁目249 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成20年12月25日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
サキヤクリエイト株式会社	岡山県倉敷市白楽町380 - 3	佐々木 正 明
株式会社さが美	神奈川県横浜市港南区下永谷 6 - 2 - 11	二 谷 貴 夫
株式会社エー・カンパニー	愛知県名古屋市名東区牧の原 3 - 902	日 比 克 幸
株式会社クリニャンクール	石川県かほく市宇野気チ118番地	田 中 貢
株式会社ミドリ	千葉県柏市風早 1 - 6 - 1	梅 原 正 幸
株式会社ジン	三重県四日市市新正 1 - 12 - 4	山 本 篤
株式会社グローバルインク	東京都台東区松が谷 3 - 12 - 10	守 屋 博 司
株式会社ときわメガネ	守谷市松ヶ丘 3 - 20 - 3	山 田 敦 士

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ティムティム	千葉県香取市小見川5726 - 3	藤 木 慎 一
株式会社入江商店	千葉県松戸市岩瀬 1 塚本ビル 2 F	入 江 将 大
株式会社ミキハウス	大阪府八尾市若林町 1 - 76 - 2	木 村 皓 一
外与株式会社	京都府京都市中央区東洞院六角下ル御射山町 281	外 村 正 弘
株式会社東京エディオン	東京都千代田区外神田 6 丁目13番10号	岡 嶋 昇 一
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 1 丁目 7 番 7 号	栗 原 勝 利
アイジャパン株式会社	埼玉県さいたま市北区宮原町 1 丁目505番地 1	澤 田 泰 行

(3) 届出年月日

平成20年12月 8 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第126号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックシティ守谷

守谷市百合ヶ丘 3 丁目249 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成20年12月25日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
未定	未定	未定

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2 - 31 - 8	尾 田 信 夫
あずみ株式会社	愛知県名古屋市中区綿 3 丁目 20 - 27	原 岡 稔
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 - 60 - 7	上 田 稔 夫
株式会社ハピネス&デイ	東京都中央区京橋 3 - 2 - 8 キャセイビル 4 F	田 泰 夫
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 - 8 - 1	寺 井 秀 蔵
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田 125 - 1 第一ムカイビル 2 F	向 井 正 太 郎
東京シャツ株式会社	東京都千代田区東神田 2 - 8 - 12	鈴 木 正 利
サキヤクリエイト株式会社	岡山県倉敷市白楽町 380 - 3	佐々木 正 明
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町 13 - 8 - 9	五十嵐 義 和
株式会社さが美	神奈川県横浜市港南区下永谷 6 - 2 - 11	二 谷 貴 夫
株式会社大和商会	愛知県豊橋市中世古町 54 番地	金 山 利 政
株式会社ハッチ	神奈川県小田原市南町 3 丁目 1 - 48	田 中 八 郎
株式会社エー・カンパニー	愛知県名古屋市名東区牧の原 3 - 902	日 比 克 幸
株式会社鈴丹	東京都中央区日本橋富沢町 10 - 14 丸忠日本橋ビル 1 F	小 林 史 生
株式会社呑婢茜里	静岡県静岡市葵区音羽町 19 - 15	大 澤 良 夫
株式会社イング	兵庫県神戸市中央区港島南町 4 - 6 - 2	青 井 正 人
株式会社三中井	東京都台東区東浅草 2 - 21 - 4	若 林 國 男
株式会社ちぐさ	(東京本部) 東京都港区南青山 2 - 2 - 15 ウイン青山 638	澤 村 孝 志
株式会社クリニャンクール	石川県かほく市宇野気チ 118 番地	田 中 貢
株式会社ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 - 8 - 1	寺 井 秀 蔵
株式会社ツツミ	埼玉県蕨市中央 4 - 24 - 26	堤 征 二
株式会社ザ・クロックハウス	東京都新宿区新宿 1 - 19 - 10 (サンモールクレスト 2 F)	花 谷 洋 二
株式会社キング	東京都品川区西五反田 2 - 14 - 9	北 村 晴 彦
株式会社ロコレディ	常総市水海道宝町 2736 - 2	羽 富 京 子
株式会社モリエ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 アピタタウン本社 C 棟 3 F	酒 井 勝 徳

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ビューカンパニー	大阪府大阪市淀川区宮原 3 - 4 - 30 ニッセイ 新大阪ビル11F	福 谷 智 之
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田 7 - 22 - 17 T O C 10 F 37号	水 野 純
井ヶ田製菓株式会社	宮城県仙台市青葉区大町 2 - 7 - 23	今 野 克 二
株式会社クロノス	東京都千代田区九段北 4 丁目 1 番10号	渋 谷 龍 夫
株式会社麦の穂	大阪府大阪市北区天神橋 2 - 2 - 10 (Y S ビル 9F)	田 中 慎 一
株式会社ホットランド	群馬県桐生市広沢町 4 - 2430	佐 瀬 守 男
ヒグチ産業株式会社	大阪府東大阪市鴻池徳庵町 1 - 6	樋 口 俊 一
株式会社ペットシティ	東京都中央区新川 2 - 24 - 2 豊平ビル 3F	豆 鞘 亮 二
株式会社アントレックス	東京都新宿区新宿 5 - 8 - 5	鱸 居 隆 三
株式会社ツルヤ靴店	愛知県名古屋市千種区今池 3 - 4 - 10	服 部 博 幸
ムシュタック貿易株式会社	東京都新宿区西新宿 7 - 19 - 5 西新宿O S C ビル 5F	ア リ ムシュタック
青山商事株式会社	広島県福山市王子町 1 - 3 - 5	青 山 理
株式会社コックス	東京都江東区新大橋 1 - 8 - 11 三井生命新大 橋ビル 5F	萩 原 久 示
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋 3 - 9 - 7 板橋センタービ ルディング	臼 井 一 秀
株式会社ポイント	東京都中央区八重洲 2 - 7 - 2 八重洲三井ビ ル10F	石 井 稔 晃
トリンプ・インターナショナル・ジャ パン株式会社	東京都大田区平和島 6 - 1 - 1 流通センター ビル10F	クリスチャン・ トーマ
株式会社イーストボーイ	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 - 8 - 3	小 林 孝 是
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	中 本 敏 幸
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 - 1	江 尻 義 久
株式会社すずのき	東京都品川区西五反田 7 - 22 - 17 T O C ビル 3F	高 田 陽 一
株式会社カトレア	猿島郡境町122	岸 照 雄
株式会社テンファッションズ	大阪府大阪市西成井区梅南 1 丁目 7 番31号 第 2 花園ビル 3F	茶 谷 章 一
株式会社F.O インターナショナル	兵庫県神戸市中央区栄町通 2 - 4 - 14	小 野 行 由
株式会社ジン	三重県四日市市新正 1 - 12 - 4	山 本 篤
株式会社グローバルインク	東京都台東区松が谷 3 - 12 - 10	守 屋 博 司
株式会社グレイト	東京都台東区上野 2 - 7 - 7 上野HSビル 7F	伊 藤 隆
有限会社ふうりん堂	千葉県印旛郡栄町竜角寺台 6 - 1 - 2	平 山 良 一
株式会社カワシマ・ゴールド	静岡県浜松市西丘町 276 - 5	横 田 光 夫
株式会社テキスタイル	つくば市桜 2 - 39 - 1	岡 田 静 子
株式会社ときわメガネ	守谷市松ヶ丘 3 - 20 - 3	山 田 敦 士
株式会社ユナイテッド・フレグランス ・オブ・インターナショナル	青森県弘前市城東中央 3 - 3 - 3	佐 藤 泰

(3) 届出年月日

平成20年12月 8 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第127号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し，同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について，同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお，意見書は，本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工 労政課（日立市，高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては，県北地方総合事務所日立商工労働センター）にお いて縦覧に供する。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 サンユーストアー日立東町店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンユーストアー日立東町店

日立市東町 4 丁目47 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成20年 7 月 3 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社サンユーストアー	北茨城市磯原町磯原 1 - 127	伊 藤 尚 武

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 2 月15日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,543m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 155台
- (イ) 駐輪場の収容台数 40台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 290m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 56m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時30分
 - (閉店時刻) 午後10時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前 9 時 ~ 午後10時15分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 7 時～午後 7 時

キ 届出年月日

平成20年 6 月12日

2 意見の概要

意見なし

第 2 (仮称) ヨークタウン日立会瀬

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ヨークタウン日立会瀬

日立市会瀬町 4 丁目40 - 1の一部 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成20年 7 月14日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号	大 高 善 興
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町 1 丁目38番地の 1	才 津 達 郎

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 2 月27日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,888m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 160台

(イ) 駐輪場の収容台数 84台

(ウ) 荷さばき施設の面積 143m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 25m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時45分～午前 0 時15分

(ウ) 駐車場の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成20年 6 月25日

2 意見の概要

意見なし

第 3 ケーズデンキ笠間店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ笠間店

笠間市石井字南町2090 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成20年 7 月22日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ケーズホールディングス	水戸市柳町一丁目13番20号	加 藤 修 一

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 3 月 4 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,095m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 141台

(イ) 駐輪場の収容台数 50台

(ウ) 荷さばき施設の面積 65m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 25m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 9 時30分

(ウ) 駐車場の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成20年 7 月 3 日

2 意見の概要

意見なし

第 4 ホームマックススーパーデポ常陸大宮店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームマックススーパーデポ常陸大宮店

常陸大宮市宇留野3083番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成20年 8 月 4 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
ホームマックス株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目 1 番41号	柴 田 憲 次

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 3 月19日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,246㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 340台

(イ) 駐輪場の収容台数 40台

(ウ) 荷さばき施設の面積 59㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 33㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 8 時

(閉店時刻) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時30分 ~ 午後 9 時30分

(ウ) 駐車場の出入口の数

4 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 7 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成20年 7 月18日

2 意見の概要

意見なし

第 5 ツルハ常陸太田店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハ常陸太田店

常陸太田市木崎二町1727 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成20年 8 月 4 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条東20丁目 1 - 21	鶴 羽 樹
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 3 月19日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,363m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 48台

(イ) 駐輪場の収容台数 42台

(ウ) 荷さばき施設の面積 64m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 10m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分 ~ 午後10時30分

(ウ) 駐車場の出入口の数

2 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成20年 7 月18日

2 意見の概要

意見なし

第 6 アクロスプラザ神栖A

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ神栖A

神栖市居切1455 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成20年 8 月21日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717 - 1	柳 井 正
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 4 月 1 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,716m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 106台

(イ) 駐輪場の収容台数 46台

(ウ) 荷さばき施設の面積 68m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 9m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後10時30分

(ウ) 駐車場の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成20年 7 月31日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第128号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程 (平成 3 年茨城県告示第128号) の一部を次のように改正する。

平成21年 2 月 5 日

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付期間	融資機関	資金種類		加工流通施設整備資金			保健機能増進施設整備資金		
		貸付対象者		A		B	A		B
				貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
6年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%	
	上記以外の場合		年0.85%	年0.60%	年0.35%	年1.10%	年0.85%	年0.60%	
6年を超え7年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%	
	上記以外の場合		年0.85%	年0.60%	年0.35%	年1.10%	年0.85%	年0.60%	
7年を超え8年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%	
	上記以外の場合		年0.85%	年0.60%	年0.35%	年1.10%	年0.85%	年0.60%	
8年を超え9年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%	
	上記以外の場合		年0.85%	年0.60%	年0.35%	年1.10%	年0.85%	年0.60%	
9年を超え10年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%	
	上記以外の場合		年0.85%	年0.60%	年0.35%	年1.10%	年0.85%	年0.60%	
10年を超え11年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%	
	上記以外の場合		年0.85%	年0.60%	年0.35%	年1.10%	年0.85%	年0.60%	
11年を超え12年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%	
	上記以外の場合		年0.75%	年0.50%	年0.25%	年1.00%	年0.75%	年0.50%	
12年を超え13年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%	
	上記以外の場合		年0.65%	年0.40%	年0.15%	年0.90%	年0.65%	年0.40%	
13年を超え14年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%	
	上記以外の場合		年0.65%	年0.40%	年0.15%	年0.90%	年0.65%	年0.40%	
14年を超え15年以内	ガイドライン第3の2の(1),(3)及び(5)の場合		年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%	
	上記以外の場合		年0.55%	年0.30%	年0.05%	年0.80%	年0.55%	年0.30%	

(注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。

2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は

5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円)を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人)を超える会社をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	農 林 漁 業 者	農業協同組合等
	ガイドライン第3の2の(1)、(3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.25%
	上 記 以 外 の 場 合	年0.65%	年0.65%

(注) 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又はガイドライン第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成21年1月26日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高田筑西線
- 2 供用開始の区間 筑西市下高田108番2から
筑西市下高田72番2まで
- 3 供用開始の期日 平成21年2月13日

茨城県告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬二宮線
- 2 供用開始の区間 筑西市奥田字関向180番12から
筑西市下高田字土行309番2まで
- 3 供用開始の期日 平成21年2月17日

茨城県告示第131号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、平成15年2月6日茨城県告示第174号で指定した海岸保全区域のうち茨城県茨城沿岸銚田海岸上沢地区海岸

に係る海岸保全区域は、廃止する。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

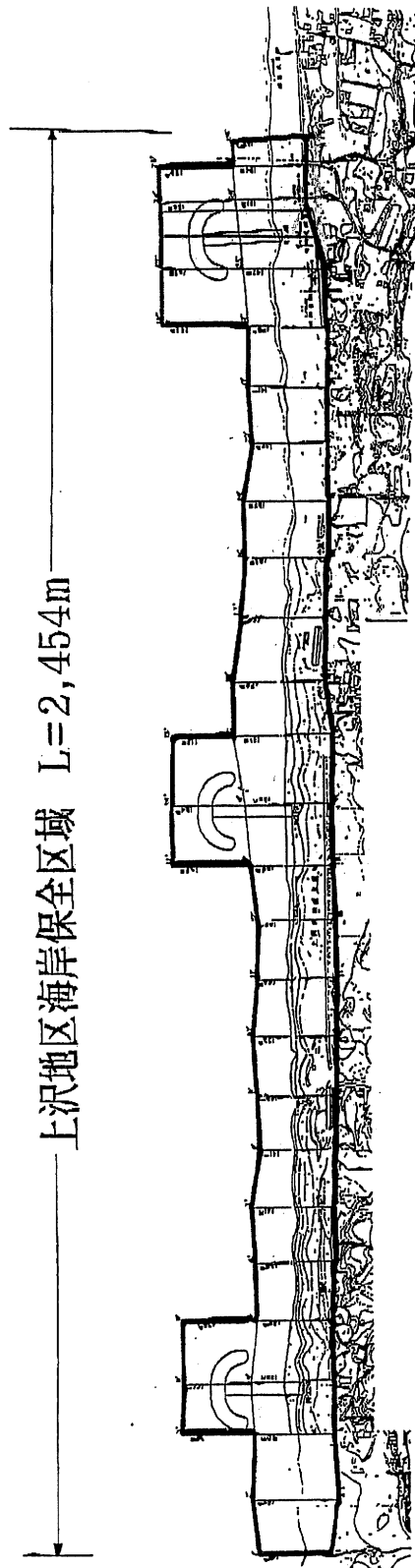
1 指定区域

県 名	沿 岸 名	海 岸 名	地区海岸名	延 長
茨城県	茨城沿岸	鉾田海岸	上沢地区海岸	2,454m

2 関係図書の縦覧場所

茨城県土木部河川課 (水戸市笠原町978番 6)

茨城県鉾田土木事務所 (鉾田市大字安房1414)



茨城県告示第132号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者を茨城県収入証紙の売りさばき人に指定した。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定年月日 平成21年 1 月28日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）
潮来市辻626番地
潮来市長 裕 田 千 春
(売りさばき所：潮来市役所会計課)

公 告

茨城県情報セキュリティ監査業務委託に係るプロポーザルの公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく茨城県情報セキュリティ監査業務について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 業務の内容

(1) 業務名及び数量 茨城県情報セキュリティ監査業務 一式

(2) 業務内容

ア 茨城県情報セキュリティポリシーに基づく茨城県が運用する情報システム 5 システム 9 ヶ所に対する運用監査

イ 茨城県が運用する情報システム 6 システムに対する脆弱性、侵入検査等の技術的検査

(3) 履行期限

契約締結の日から平成21年 3 月31日まで

(4) 担当部署

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企画部情報政策課IT企画室

電話 029 - 301 - 2567

2 資格要件及び評価項目

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

ウ 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格において、「コンピュータ関連」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申

請すること。

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029 - 301 - 4875

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 全社又は委託事業の実施部門においてISO/IEC27001の認証を取得済みの者であること。

カ 監査部門は、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等と独立していること。

キ 本委託業務を遂行する監査人に、以下のいずれかの要件を備えた専門家を1人以上含めることができる者であること。

(ア) 財団法人日本情報処理開発協会ISMSユーザーガイド（ISMS認証基準ver.2.0）（2003年9月29日）「表5 - 2 力量と関連する資格」で明らかにされている資格の要件を備えていること。

(イ) 特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会が認定する公認情報セキュリティ主任監査人又は公認情報セキュリティ監査人の資格を有すること。

ク 本委託業務を遂行する監査人に、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家を1人以上含めることができる者であること。

(ア) 情報セキュリティ監査

(イ) 情報セキュリティに関するコンサルティング

ケ 国又は地方自治体における情報セキュリティ監査の実績を有する者、又は、国又は地方自治体において情報セキュリティに関するコンサルティング又は情報システム開発の経験を有する者であること。

(2) プロポーザルの評価項目

ア 業務実施方針及び手法等

(ア) 説明書等の理解度

(イ) 実施方針及び業務手法の妥当性

(ウ) 提案についての的確性、独創性、実現性

(エ) 工程計画の妥当性

イ 会社の業務実績

(ア) 同種又は類似業務の実績

ウ 業務の実施体制

(ア) 実施体制の妥当性

a 専門分野等の適切性（担当者の資格・職歴等）

b 類似性の高い業務の経験（担当者の業務経歴）

c その他評価すべき事項

エ 見積額

(ア) 提案内容に比した見積額の妥当性

オ その他

(ア) 上記の評価内容以外の評価に相当する提案

3 公募に係る説明書（以下「説明書」という。）の交付方法

(1) 交付方法

説明書の交付の際に「茨城県情報セキュリティ監査業務委託の公募に係る誓約書」を提出すること。

(2) 交付期間

平成21年 2 月 9 日 (月) から平成21年 2 月17日 (火) まで (ただし、茨城県の休日定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) 第 1 条各号に定める日 (以下「県の休日」という。) を除く。)

交付時間は午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(3) 交付場所

1 の担当部署に同じ。

4 プロポーザルの提出方法, 提出先, 提出期限

(1) 提出方法

プロポーザルを提出する者は, 説明書に基づきプロポーザル提出書及びプロポーザルを提出先に持参し, 又は郵送 (書留郵便又は配達記録郵便に限る。) すること。

(2) 提出先

1 の担当部署に同じ。

(3) 提出期限

平成21年 2 月20日 (金) まで (ただし、県の休日は除く。)

受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

郵送の場合は, 平成21年 2 月18日 (水) までの消印のものを有効とする。

5 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語, 通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

(3) 期限までに提出のあったプロポーザルについて, 後日ヒアリングを行うことがある。

(4) プロポーザルの作成及び(3)のヒアリングへの出席に要する経費については, 応募者の負担とする。なお, 提出書類等は返却しない。

(5) その他詳細については説明書による。

~~~~~

つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原一体型特定土地地区画整理事業の書類の送付にかわる公告について

つくばみらい都市計画事業伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地地区画整理事業に係る土地地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第98条第 1 項の規定による別表に記載する者に対する仮換地指定通知については, 送付すべき場所を確知できないので, 同法第133条第 1 項の規定により, 当該通知書の送付にかえて通知の内容を別表及び別図のとおり公告する。

平成21年 2 月 5 日

つくばみらい都市計画事業

伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地地区画整理事業

施行者 茨 城 県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

## [別表]

| 通知書を受け<br>るべき者の住<br>所・氏名 | 従前の宅地   |            |    |       |    |                                          | 仮換地           |          |                               |            |
|--------------------------|---------|------------|----|-------|----|------------------------------------------|---------------|----------|-------------------------------|------------|
|                          | 市町村     | 町名又<br>は大字 | 字  | 地番    | 地目 | 登記簿地積<br>(基準地積)                          | 街区<br>番号      | 画地<br>番号 | 地積                            | 位置         |
| 水海道市<br>小池 利兵衛           | つくばみらい市 | 小張         | 赤松 | 乙4210 | 墓地 | m <sup>2</sup><br>29<br>.....<br>(29 00) | 655           | 1        | m <sup>2</sup><br>.....<br>29 | 別図の<br>とおり |
| 仮換地の指定の効力発生の日            |         |            |    |       |    |                                          | 平成21年 3 月 1 日 |          |                               |            |

注意 従前の宅地について権原に基づき使用し、又は収益することができる者は、この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用し、又は収益することができますが、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

教示 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。

(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定されています。)

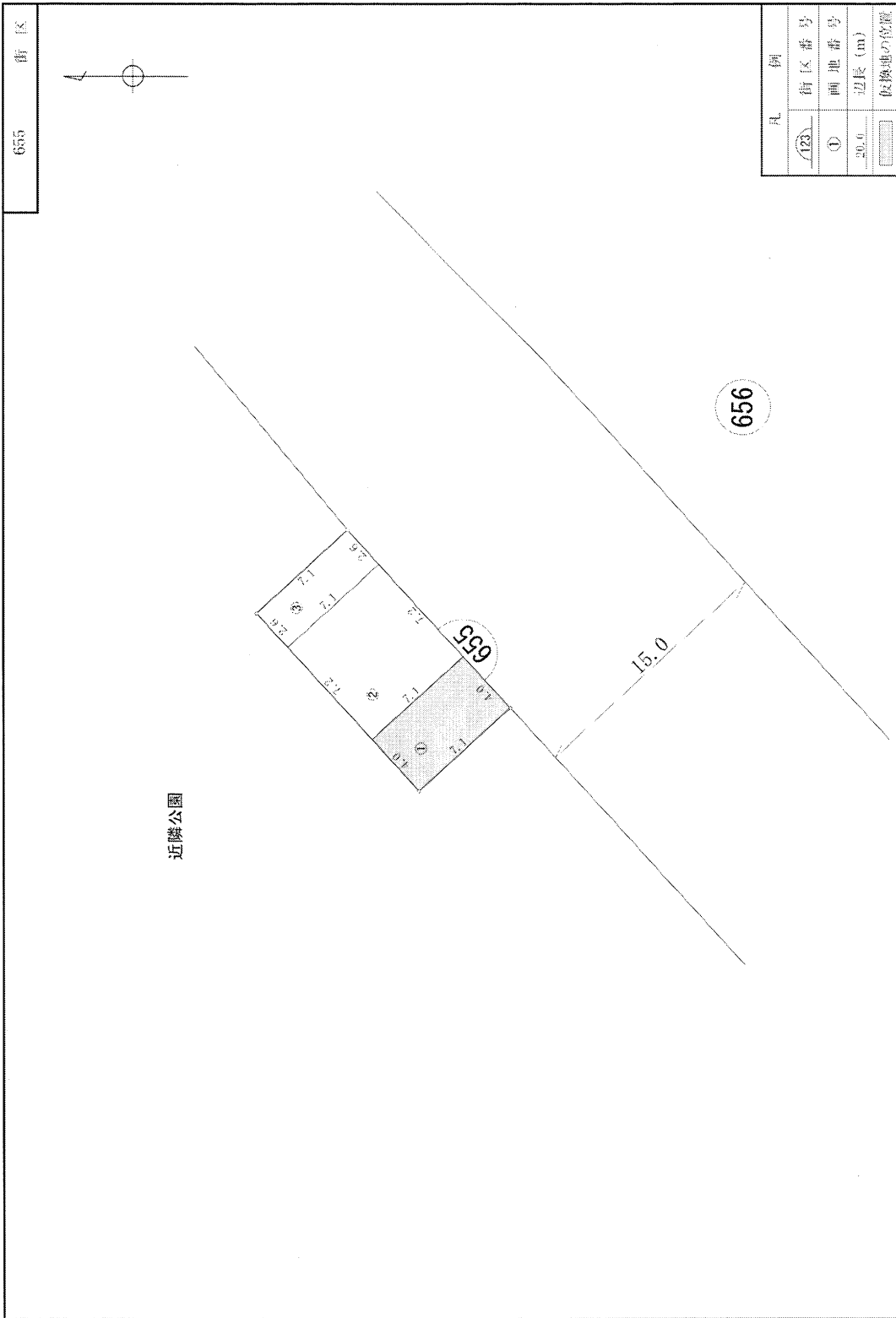
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に茨城県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に茨城県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔別図〕

伊 奈 ・ 谷 和 原 丘 陵 部 地 区  
反 換 地 図

伊 奈 ・ 谷 和 原 丘 陵 部 地 区



### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年3月23日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成21年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成21年1月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢工房

3 代表者の氏名

丹 幸一郎

4 主たる事務所の所在地

茨城県北茨城市中郷町上桜井1588番地14

5 従たる事務所の所在地

茨城県北茨城市関南町神岡上737番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）（知的・精神・身体）に対しての、就労の場の拡大及び、社会的自立支援（就労支援・生活支援）を目的とする事業を行い、一人一人が地域全体に対して安心して快適な生活が出来るような地域ぐるみの福祉・教育の推進又、家族の就労支援及び負担軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 国土地理院

2 作業の種類 基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）

3 作業終了日 平成21年1月7日

4 作業地域 県内市町村全域

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

土浦・阿見都市計画土地区画整理事業の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会を開催しない。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                       | 場 所                                            | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                          |
|---------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成21年 2 月20日<br>午後 2 時00分 | 阿見町荒川本郷1374 - 4<br>本郷ふれあい<br>センター 2 階<br>会議室 1 | 提 出 先<br>水戸市笠原町978番 6<br>茨城県知事 橋 本 昌<br>(土木部都市局都市計画課扱い)<br>提 出 期 限<br>平成21年 2 月13日 (必着のこと)<br>様 式<br>別掲のとおり |

## 2 都市計画の構想

## (1) 都市計画の種類

土地区画整理事業

## (2) 都市計画の内容

荒川本郷土地区画整理事業の廃止

## (3) 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

阿見町大字荒川本郷 字阿弥陀前, 字鷄野, 字鷄原, 字大塚, 字梶ノ内, 字シク, 字原, 字北古辺, 字戸隠  
の各一部

大字荒川本郷 字丸山の全部

大字実穀 字寺子, 字寺後, 字中宿, 字木崎, 字下宿の各一部

大字実穀 字北古部の全部

## (4) 案の作成理由

荒川本郷地区は、阿見町の西部地域において J R 荒川沖駅周辺の既存市街地や本郷第一土地区画整理事業の区域と共に一体的な市街地形成ゾーンとして阿見町第 5 次総合計画 (平成16年 3 月) に位置づけられている。

平成 8 年 4 月 1 日に旧住宅・都市整備公団を施行予定者として土地区画整理事業の都市計画決定を行ったが、「特殊法人等整理合理化計画」及び社会情勢の変化により都市基盤整備公団 (平成11年10月 1 日に住宅・都市整備公団から改組) による施行が困難となった。

そのため阿見町は、地区住民との合意形成を図りながら「荒川本郷地区市街地整備方針」を策定し、地区計画による面整備を行う事となったので、本案のとおり土地区画整理事業を廃止するものである。

## 3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

## (1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 4588

## (2) 阿見町中央一丁目 1 番 1 号

阿見町都市整備部都市計画課

電話 029 - 888 - 1111 (内線246・244)

別 掲

## 公 述 申 出 書

土浦・阿見都市計画土地区画整理事業の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 土浦・阿見都市計画土地区画整理事業の変更

公述申出人 住 所

電話番号

ふりがな  
氏 名

印

年 齢

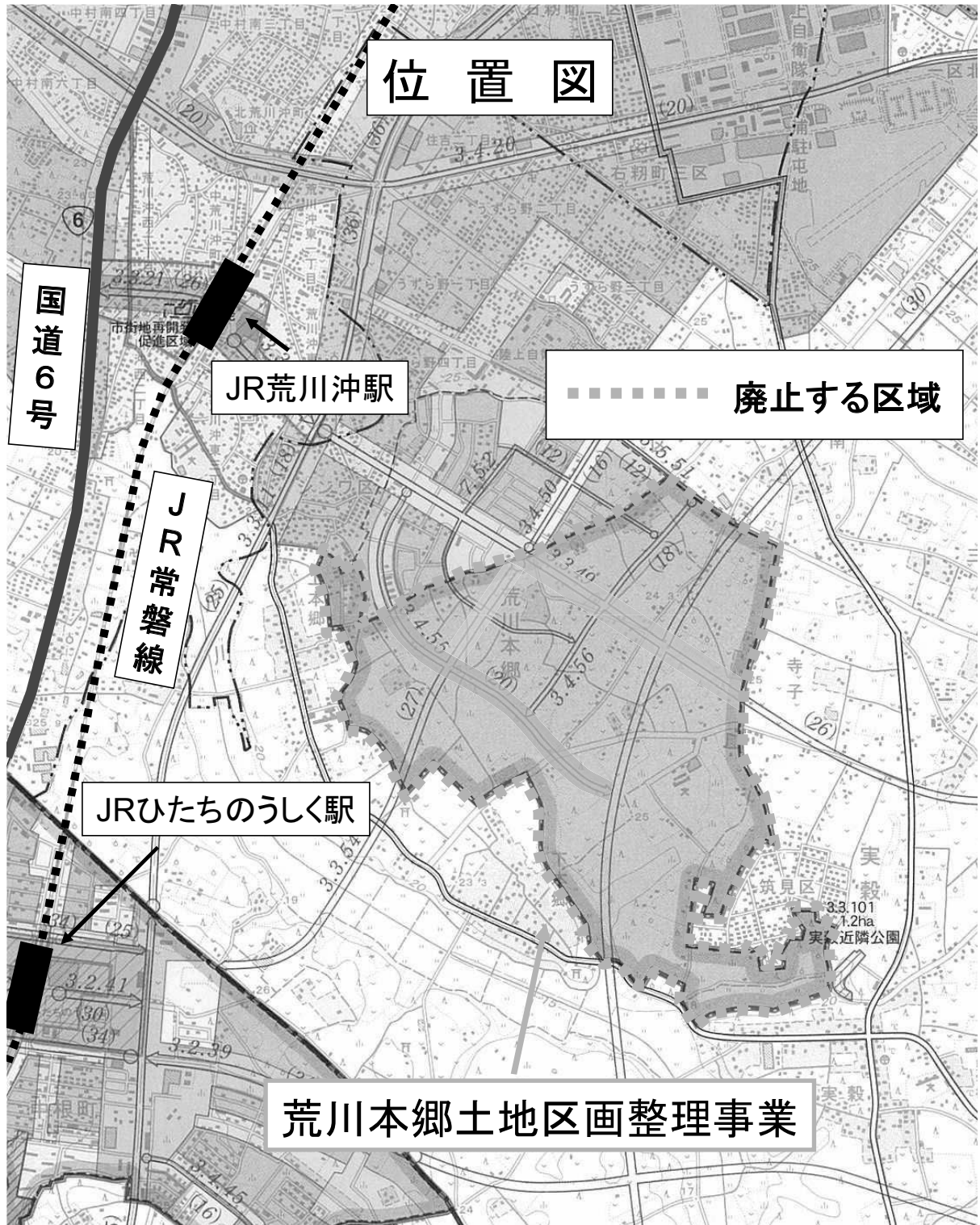
歳

職 業

意見の要旨 別 紙

意見の要旨については400字程度で記載すること。





## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市さくら台四丁目45番13

## 2 事業主の住所及び氏名

千葉県流山市こうのす台1593番地の21 サンモール2号館202

岡 野 章 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市本町字宿裏102番1, 106番

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都世田谷区北烏山1丁目61番6号

吉 田 清 貴

東京都杉並区久我山5丁目6番16号

吉 田 浩 昭

守谷市百合ヶ丘3丁目268番地の1 (3号室)

吉 田 重 満

## 軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成20年9月3日以降無効とする。

平成21年 2 月 5 日

茨城県行方県税事務所長 永 田 陽 一

| 用 途 | 種 類     | 記号及び番号  | 枚数 | 有 効 期 間                      | 販売業者の所在地及び氏名                 |
|-----|---------|---------|----|------------------------------|------------------------------|
| 農業  | 200リットル | H499546 | 1枚 | 平成20年2月4日<br>～<br>平成21年1月31日 | 行方市麻生3394 - 1<br>なめがた農機燃料(株) |

## 落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成21年 2 月 5 日

茨城県立医療大学 学長 小 山 哲 夫

## [掲載順序]

落札又は随意契約にかかる物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約にかかる契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は同規則第5条第1項の

公示を行った日 落札方式

X線テレビ装置 一式 茨城県立医療大学付属病院 病院管理課 茨城県稲敷郡阿見町阿見4733番地 平成20年12月17日 株式会社日立メディコ水戸営業所 茨城県水戸市泉町 1 - 2 - 4 41,500,000円 (消費税及び地方消費税抜き) 一般競争入札 平成20年10月30日 最低価格

入札公告

県有財産 (土地, 建物) の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成21年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売払財産 (土地, 建物)

| 物件番号 | 土地の所在及び地番                                  | 種別 | 公簿地目等                         | 実測面積 (㎡)  | 予定価額 (円)   |
|------|--------------------------------------------|----|-------------------------------|-----------|------------|
| 1    | 水戸市新荘三丁目2098番 1<br>住居表示：水戸市新荘三丁目 6<br>番24号 | 土地 | 宅地                            | 861.72    | 56,160,000 |
|      |                                            | 建物 | 居宅<br>木造瓦ぶき<br>平家建            | 159.11    |            |
| 2    | 水戸市千波町字舟付1232番 1                           | 土地 | 宅地                            | 455.12    | 16,500,000 |
| 3    | 常陸太田市小菅町字上原313番<br>3                       | 土地 | 宅地                            | 306.74    | 1,850,000  |
| 4    | 高萩市肥前町一丁目20番                               | 土地 | 宅地                            | 3,497.67  | 69,870,000 |
|      |                                            | 建物 | 事務所<br>鉄骨鉄筋コンクリ<br>ート造<br>2階建 | 964.73    |            |
| 5    | 常陸大宮市上小瀬字上野1945番<br>1                      | 土地 | 学校用地                          | 743.04    | 1,120,000  |
| 6    | 東茨城郡城里町大字石塚字池ノ<br>内825番 7                  | 土地 | 宅地                            | 723.38    | 8,350,000  |
| 7    | つくば市谷田部字不動台1592番<br>1, 1592番 2 及び1592番 3   | 土地 | 学校用地<br>山林                    | 5,484.96  | 9,880,000  |
| 8    | 稲敷市江戸崎字法蓮坊甲426番<br>6 及び426番 7              | 土地 | 宅地                            | 856.11    | 4,400,000  |
| 9    | 稲敷市江戸崎字野々入甲1233番<br>3                      | 土地 | 雑種地                           | 10,954.84 | 31,000,000 |
|      |                                            | 建物 | 倉庫<br>鉄骨造亜鉛メッキ<br>鋼板ぶき<br>平家建 | 198.74    | 2,000,000  |
|      |                                            | 計  |                               |           | 33,000,000 |
| 10   | 稲敷市江戸崎字外浦甲458番36                           | 土地 | 宅地                            | 450.63    | 460,000    |
| 11   | 稲敷郡阿見町青宿656番 1 及び<br>656番 2                | 土地 | 宅地                            | 620.63    | 13,700,000 |
| 12   | 常総市新石下字芝原1345番 3                           | 土地 | 宅地                            | 586.16    | 12,900,000 |
| 13   | 猿島郡境町陽光台二丁目14番 1                           | 土地 | 宅地                            | 1,153.58  | 25,800,000 |

(注) 物件番号10番の面積は、公簿面積である。

2 入札に参加することができない者

次の(1)から(2)までのいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 茨城県職員のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

### 3 入札書の提出方法

入札書は、書留郵便による送付または持参により提出すること。

### 4 入札心得書及び契約条項を示す場所並びに入札書の提出場所及び開札の場所

#### (1) 入札心得書及び契約条項を示す場所

水戸市笠原町978番 6

茨城県総務部管財課

#### (2) 入札書の提出場所

##### ア 郵便により入札書を提出する場合

水戸市笠原町978番 6

茨城県総務部管財課

##### イ 持参により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 場 所                                              |
|------|--------------------------------------------------|
| 1    | 水戸市笠原町978番 6                                     |
| 2    | 茨城県庁 1 階 入札室 1                                   |
| 3    | 常陸太田市山下町4119<br>茨城県常陸太田合同庁舎 1 階 納税説明室            |
| 4    | 高萩市春日町 3 - 1<br>茨城県高萩合同庁舎 2 階 会議室 1              |
| 5    | 水戸市笠原町978番 6                                     |
| 6    | 茨城県庁 1 階 入札室 1                                   |
| 7    | 土浦市真鍋 5 - 17 - 26<br>茨城県土浦合同庁舎 第一分庁舎 3 階 第 4 会議室 |
| 8    | 稲敷市江戸崎甲541                                       |
| 9    | 茨城県稲敷合同庁舎 2 階 第 1 会議室                            |
| 10   |                                                  |
| 11   | 稲敷郡阿見町中央一丁目 1 - 1<br>阿見町役場 101会議室                |
| 12   | 常総市新石下576 - 2<br>常総市役所・石下庁舎 2 階 西会議室             |
| 13   | 猿島郡境町長井戸320<br>茨城県境合同庁舎 2 階 中会議室                 |

#### (3) 開札の場所

| 物件番号 | 場 所                                           |
|------|-----------------------------------------------|
| 1    | 水戸市笠原町978番 6                                  |
| 2    | 茨城県庁 1階 入札室 1                                 |
| 3    | 常陸太田市山下町4119<br>茨城県常陸太田合同庁舎 1階 納税説明室          |
| 4    | 高萩市春日町 3 - 1<br>茨城県高萩合同庁舎 2階 会議室 1            |
| 5    | 水戸市笠原町978番 6                                  |
| 6    | 茨城県庁 1階 入札室 1                                 |
| 7    | 土浦市真鍋 5 - 17 - 26<br>茨城県土浦合同庁舎 第一分庁舎 3階 第4会議室 |
| 8    | 稲敷市江戸崎甲541                                    |
| 9    | 茨城県稲敷合同庁舎 2階 第1会議室                            |
| 10   |                                               |
| 11   | 稲敷郡阿見町中央一丁目 1 - 1<br>阿見町役場 101会議室             |
| 12   | 常総市新石下576 - 2<br>常総市役所・石下庁舎 2階 西会議室           |
| 13   | 猿島郡境町長井戸320<br>茨城県境合同庁舎 2階 中会議室               |

## 5 入札書の受領期限

## (1) 書留郵便により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 日                 | 時      |
|------|-------------------|--------|
| 1    | 平成21年 2 月27日 (金)  | 午後 5 時 |
| 2    | 平成21年 2 月27日 (金)  | 午後 5 時 |
| 3    | 平成21年 2 月26日 (木)  | 午後 5 時 |
| 4    | 平成21年 2 月26日 (木)  | 午後 5 時 |
| 5    | 平成21年 2 月27日 (金)  | 午後 5 時 |
| 6    | 平成21年 2 月27日 (金)  | 午後 5 時 |
| 7    | 平成21年 3 月 4 日 (水) | 午後 5 時 |
| 8    | 平成21年 3 月 3 日 (火) | 午後 5 時 |
| 9    | 平成21年 3 月 3 日 (火) | 午後 5 時 |
| 10   | 平成21年 3 月 3 日 (火) | 午後 5 時 |
| 11   | 平成21年 3 月 3 日 (火) | 午後 5 時 |
| 12   | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午後 5 時 |
| 13   | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午後 5 時 |

## (2) 持参により入札書を提出する場合

| 物件番号 | 日 時               |           |
|------|-------------------|-----------|
| 1    | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午前11時30分  |
| 2    | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午後 1 時30分 |
| 3    | 平成21年 2 月27日 (金)  | 午前10時30分  |
| 4    | 平成21年 2 月27日 (金)  | 午後 2 時    |
| 5    | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午前10時30分  |
| 6    | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午前 9 時30分 |
| 7    | 平成21年 3 月 5 日 (木) | 午前11時     |
| 8    | 平成21年 3 月 4 日 (水) | 午前10時     |
| 9    | 平成21年 3 月 4 日 (水) | 午前11時     |
| 10   | 平成21年 3 月 4 日 (水) | 午前10時30分  |
| 11   | 平成21年 3 月 4 日 (水) | 午後 2 時    |
| 12   | 平成21年 3 月 3 日 (火) | 午後 2 時    |
| 13   | 平成21年 3 月 3 日 (火) | 午前11時     |

## 6 開札の日時

| 物件番号 | 日 時               |           |
|------|-------------------|-----------|
| 1    | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午前11時30分  |
| 2    | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午後 1 時30分 |
| 3    | 平成21年 2 月27日 (金)  | 午前10時30分  |
| 4    | 平成21年 2 月27日 (金)  | 午後 2 時    |
| 5    | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午前10時30分  |
| 6    | 平成21年 3 月 2 日 (月) | 午前 9 時30分 |
| 7    | 平成21年 3 月 5 日 (木) | 午前11時     |
| 8    | 平成21年 3 月 4 日 (水) | 午前10時     |
| 9    | 平成21年 3 月 4 日 (水) | 午前11時     |
| 10   | 平成21年 3 月 4 日 (水) | 午前10時30分  |
| 11   | 平成21年 3 月 4 日 (水) | 午後 2 時    |
| 12   | 平成21年 3 月 3 日 (火) | 午後 2 時    |
| 13   | 平成21年 3 月 3 日 (火) | 午前11時     |

## 7 入札の無効

上記 2 に示す入札に参加することができない者のした入札，入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は，無効とする。

## 8 入札の回数

入札の回数は，1 回とする。

## 9 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

## 10 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5の金額（1円未満切上げ）を、入札保証金として納付すること。

書留郵便により入札書を提出する入札参加者は、納付書により、入札保証金を茨城県指定金融機関に現金で納入し、納付済であることを証する領収証書を入札書とともに郵送すること。

持参により入札書を提出する入札参加者は、現金又は茨城県財務規則第139条第1項第3号に規定する有価証券（銀行振出し小切手に限る。）により、上記5(2)に示す入札書の受領期限の30分前から15分前までの間に、上記4(2)に示す場所において納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

11 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記10の入札保証金は、県に帰属する。

12 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに、売買代金を、県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

13 現地説明の日時及び場所

| 物件番号 | 日 時              |           | 場所     |
|------|------------------|-----------|--------|
| 1    | 平成21年 2 月18日 (水) | 午後 2 時    | 土地の所在地 |
| 2    | 平成21年 2 月18日 (水) | 午後 3 時30分 |        |
| 3    | 平成21年 2 月16日 (月) | 午前11時     |        |
| 4    | 平成21年 2 月16日 (月) | 午後 2 時    |        |
| 5    | 平成21年 2 月18日 (水) | 午前11時30分  |        |
| 6    | 平成21年 2 月18日 (水) | 午前10時     |        |
| 7    | 平成21年 2 月20日 (金) | 午前11時     |        |
| 8    | 平成21年 2 月17日 (火) | 午後 1 時30分 |        |
| 9    | 平成21年 2 月17日 (火) | 午後 3 時30分 |        |
| 10   | 平成21年 2 月17日 (火) | 午後 2 時30分 |        |
| 11   | 平成21年 2 月17日 (火) | 午前10時30分  |        |
| 12   | 平成21年 2 月19日 (木) | 午後 2 時    |        |
| 13   | 平成21年 2 月19日 (木) | 午前11時     |        |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)